

令和 8 年度 第 3 回香取市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 5 日

6月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第 1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第 2 議案第2号 農地法第5条計画変更（知事）
日程第 3 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程第 4 議案第4号 農地法第3条買受適格証明（委員会）
日程第 5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第 6 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第 7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第 8 報告第3号 農地法第4条制限除外
日程第 9 報告第4号 農地法第5条制限除外
日程第10 報告第5号 軽微な農地改良の届出
日程第11 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林	勇
3番	鎌	形	力		4番	相	馬
5番	高	橋	透		6番	成	毛
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田
10番	平	川	君	子	11番	高	松
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤
18番	林		藤	江	19番	伊	藤

1. 欠席委員 1名

7番 芹 川 幹

事務局職員出席者

事務局長 越 川 泰 克
農地班長 佐々木 卓 也
副 主 幹 林 光 夫

管理班長 鴫 田 静 子
主 幹 角 田 利 信

開会 午後 3時00分

議長 本日の出席委員の確認を致します。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、7番 芹川 幹委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

◎開 会

議長 ただいまから令和8年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、6番 成毛和弘委員、12番 片野壽夫委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第11 報告第6号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから5ページです。整理番号は1番から18番になります。

1ページ、整理番号1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権の移転を受けるものでございます。

続きまして、整理番号2番及び3番は、譲渡人、譲受人の耕作地を集約するため、交換により所有権を移転するものでございます。

続きまして、2ページになります。整理番号4番になります。整理番号4番は、子へ農業経営を譲り渡すため、親子間で贈与により所有権の移転をするものでございます。

整理番号5番及び6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権の移転を受けるものでございます。

続きまして、3ページ、整理番号7番になります。譲渡人が相続しましたが、耕作できないため、売買により所有権を移転するものでございます。

整理番号8番につきましても、譲渡人が相続した当該農地を耕作できないため、贈与により所有権を移転するものでございます。

整理番号9番につきましては、相続人である譲渡人が、〇〇の〇〇のため、〇〇〇〇により所有権を移転するものでございます。

整理番号10番になります。譲渡人が相続しましたが、耕作できないため、売買により所有権を移転するものでございます。

続きまして、4ページになります。整理番号11番になります。譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものでございます。

整理番号12番から、5ページ、整理番号16番までになります。譲受人の農業経営の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものでございます。

続きまして、5ページ、整理番号17番になります。譲受人の自宅に近く、耕作利便のため、贈与により所有権の移転を受けるものでございます。

整理番号18番になります。営農型太陽光発電設備を設置しております当該地へ、地上権の設定を更新するものでございます。

以上18件になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。第4班班長、山田宏一委員。

9 番山田委員 去る5月27日水曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は18件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第1号、整理番号16番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号16番について、17番 鵜澤幹司委員。

17 番鵜澤委員 整理番号16番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号16番については、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号16番については、原案のとおり決定いたします。

議 長 ○○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の16番の案件を除く17件について、審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について、熱田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、当該農地の近隣地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買で譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、相続して取得したが、遠方に居住していることから農業経営を廃止したため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番、3番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号2番及び3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。
なお、郡推進委員には電話にて連絡してあります。

なお、整理番号2番及び3番については、農地の交換により関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人と譲渡人の双方が、それぞれ耕作の利便性の向上により、農業経営の集約化及び合理化が図られることから、交換による所有権移転の協議が調ったものです。交換する農地は、いずれも作付良好な農地であり、農地の交換後も田は主食用米を耕作し、畑については通年にわたり○○○○、○○等を栽培するとのことから、今後も良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。新堀推進委員には電話で話ししてあります。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものです。

ついては、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。なお、根本推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番、7番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号6番、7番については、細野推進委員に電話連絡してあります。

まず、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣農地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して所得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番、9番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号8番、9番について、現地調査等を行った結果を説明します。8番、9番については、朝日推進委員さんには電話にて説明してあります。

まず、整理番号8番について、この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を譲り受けたい意向があり、相続したが耕作できないため農地を処分したい譲渡人と、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の被相続人が譲受人に対して〇〇〇〇〇〇あり、このたび譲受人から相続人である譲渡人に対してその〇〇〇〇〇〇したところ、当該譲渡人は被相続人から相続した農地によりその〇〇を〇〇したいとの意向があり、両者間での協議の結果、農地での〇〇〇〇による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く自作地の近隣であるため、耕作の利便性の向上と農業経営の合理化が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号10番から13番について、14番 寺島美幸委員。

1 4番寺島委員 整理番号10番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号11番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自家消費用の家庭菜園を始めるに当たり、自宅から近く通作利便

であり家庭菜園に適した面積の農地を、売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営を廃止することから農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、当該譲受人の自宅から近く通作利便であり、通年にわたり自家消費用のサツマイモ、トマト、カボチャ等の各種野菜を栽培するのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号12番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

整理番号13番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作しているのことから、利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号14番について、15番 海老澤 武委員。

1 5 番海老澤委員 整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが高齢で耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号15番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6 番菅谷委員 整理番号15番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明い

たします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号17番、18番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7 番鵜澤委員 整理番号17番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を譲り受けたい意向があり、相続したが耕作できないため農地を処分したい譲渡人と、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は譲受人の自作地から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号18番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、議案第3号、整理番号12番の営農型太陽光発電施設の更新申請に関するものです。

営農については、譲渡人が〇〇〇〇の作付を継続しており、当該農地の空中に設定されていた区分地上権を更新し、当初に設置されたパネルにより、引き続き営農型太陽光発電を行うものです。

なお、本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に併せることが望ましいと思われます。

また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に、農地法第3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号16番の案件を除く17件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号16番の案件を除く17件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請の案件について、概要を説明します。

ページは6ページになります。整理番号は1番です。

整理番号1番は、〇〇〇〇事業の継続による一時転用期間の延長になります。

以上1件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条事業計画変更承認申請の案件は、1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇脇の信号を左折します。そ

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇〇〇業などを営む法人です。譲受人は、〇年も同様の申請を行っており、申請地において〇月〇〇日まで〇〇〇〇及び〇〇〇〇用地としての一時転用の許可を受けておりますが、〇〇〇地があり、〇〇〇〇計画を〇年間延長することに伴い、事業区域内である申請地についても一時転用期間を〇年間延長するものです。

以上、調査報告を終わります。

質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。

議案第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは7ページから10ページ、整理番号は1番から13番になります。

整理番号1番になります。譲受人は、〇〇業を営んでいる法人で、〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇した場合の〇〇予定地として利用する計画となっております。

権利の内容は、売買による所有権の移転で、農地区分は第一種農地となりますが、不許可例外事由Bの農業振興上必要性の高い施設と判断しました。

続きまして、整理番号2番及び3番は同一案件になりますので、一括して説明いたします。

転用目的になりますが、太陽光発電施設を設置するための進入路用地になります。権利の内容は使用貸借権の設定で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号4番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

続きまして、8ページになります。

整理番号5番につきましては、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。5番につきましても、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号6番から、9ページ、整理番号9番につきましては同一案件となりますので、一括して説明いたします。

転用目的は〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇用地及びその進入路で、権利の内容は賃貸借権の設定になります。農地区分は第一種農地内ですが、一時転用でありますので、不許可例外事由Cと判断しました。

続きまして、整理番号10番及び10ページ、整理番号11番につきましても、同一案件となりますので一括して説明いたします。

転用目的は、〇〇〇〇可能な〇〇〇〇や〇〇〇〇の建設を計画しており、権利の内容は、整理番号10番は賃借権の設定、整理番号11番につきましては所有権の移転になります。農地区分につきましては、第一種農地ですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇を図るために設置する施設でありますので、不許可例外事由Fと判断しました。

続きまして、整理番号12番になります。転用目的は、営農型太陽光発電施設の更新申請になります。権利の内容は、使用貸借権の設定です。農地区分につきましては、第一種農地となりますが、一時転用のため不許可例外事由Cと判断しました。

続きまして、整理番号13番になります。転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は、所有権の移転になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

以上、13件になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

9 番山田委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

始めに、整理番号1番から3番について、4番 相馬孝臣委員。

譲受人は、市内に〇〇のある〇〇業などを営む法人で、〇〇〇〇が〇〇した場合、〇を〇〇するとともに生産物である〇や〇〇などを〇〇から防ぐため、早急に〇〇する必要があります。また、〇年〇〇月に近隣農地を同様に〇〇予定地として許可を受けておりますが、〇〇〇〇時に速やかな事業再生が可能となるよう、新たに〇〇〇に隣接する申請地を〇〇地として〇〇しておくための申請となっています。

なお、申請地は、農業振興地域整備計画に指定された農地ですが、既に農業用施設用地への用途変更がなされており、また、〇〇〇〇土地改良区の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、問題はないものと判断しました。

続いて、整理番号2番及び3番について、現地調査を行った結果を説明します。同一計画ですので、一括して説明します。

– 15 –

す。申請地は造成等を行わず、プラスチック敷き板を敷設します。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理とします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、5番 高橋 透委員。

5番高橋委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。細根推進委員へは電話にて説明してあります。

場所ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇を〇〇方面へ〇キロの信号を左折、〇〇〇〇〇方面へ〇〇〇メートルの地点で、左右住宅に囲まれた畑地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。また、被害防除対策として、敷地境界周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、12番 片野壽夫委員。

12番片野委員 整理番号5番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが、〇〇〇から〇〇〇〇号線を〇〇方面に〇.〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の先、左折する信号があります。それを左折して〇.〇キロほど行きますと〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の先を右手に入って〇キロほど行きますと、集落の中に入りますが、その集落の中に当該地はあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地は整地のみで、埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置いたします。

以上、調査報告を終わります。

1 4番寺島委員 整理番号6番から9番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。同一事業ですので、一括して説明いたします。

譲受人は、○内に所在する○○○○○○業を営む法人です。本件は、譲受人が新たに○○○○地を計画しており、事業区域内の○○○○用地及び搬入路用地として、一時転用の許可を受けるものです。一時転用の許可期間は、○○○○計画の許可と合わせ約○年となる見込みです。○道からの接続部分においては、スロープ状になるよう埋立て施工し、車両通行部分は鉄板敷きとします。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。

以上、調査報告を終わります。

1 7 番鶴澤委員 整理番号10番及び11番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。同一案件ですので、一括して説明いたします。

議受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇法人で、申請地近くに事務所や店舗、〇〇〇〇〇〇〇〇〇などを営んでおります。転用目的は、〇〇〇〇〇〇施設として、〇〇〇や〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の確保と、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇を図る施設として設置するものです。計画では、〇〇〇〇棟、〇〇〇〇〇〇〇〇〇棟、農作業場として利用する〇〇〇〇〇〇〇〇、また、〇〇する方を対象にした〇〇〇〇〇棟を計画しております。

– 17 –

水・雑排水は合併浄化槽により処理し、道路側溝に放流します。

なお、申請地は〇〇〇〇土地改良区の受益地ですが、転用について同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号12番について、高橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇方面に〇〇〇メートルほど行った左側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業を営む法人で、代表者である土地の所有者の農業経営の継続と自社の経営安定を図るため、太陽光発電施設を設置したものです。申請地は、既に一時転用の許可を〇回受けており、〇回目の申請になります。

下部農地での営農ですが、当初は〇〇〇〇〇〇を栽培しておりましたが、育成が難しく出荷には至りませんでした。その後、市内農業法人から〇〇〇〇の栽培、収穫の指導を受け、昨年から栽培、出荷を行っており、今後も安定的な営農が見込まれます。下部農地における営農計画及び収支のシミュレーションは妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号13番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主幹 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇〇付近の〇〇〇〇〇〇〇〇〇前、〇〇〇〇〇側に進入し、約〇〇〇メートル進んだ右側の農地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、造成等を行わず整地のみとし、排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理とします。また、被害防除対策として、境界周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第3条買受適格証明の案件について、概要を説明します。

ページは11ページで、整理番号は1番と2番になります。両案件とも千葉地方裁判所が執行する競売で、入札期日は令和8年7月15日です。

申請者が競売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から、農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可とします。

以上、2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

買受適格証明願の案件は2件であります。案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

農地を耕作目的で取得するため、競売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、

地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番、2 番について、10 番 平川君子委員。

10 番平川委員 整理番号 1 番及び 2 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、整理番号 1 番及び 2 番については、申請者である譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、申請人の自作地から近い農地を取得し、耕作したい意向があり、競売に参加するための買受適格証明願いであります。申請地は、入札後、最高価買受申出人となり、売却決定がなされた後も自作地との一体化により、農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、買受適格者証明については証明書を交付することと決定いたします。

◎日程第 5 議案第 5 号

議 長 日程第 5 議案第 5 号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、12ページの整理番号1番から27ページの整理番号472番になります。

これらは全て農地中間管理権の設定です。面積及び筆数の内訳と合計は、27ページの下段左下に記載のとおりとなっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案があります。当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第5号、整理番号1番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場)

議長 長 次に、議案第5号、整理番号2番から5番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号2番から5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号2番から5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場)

議長 次に、議案第5号、整理番号6番から34番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号6番から34番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号6番から34番については、原案のとおり決定いたします。

○○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の34件の案件を除く438件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の34件の案件を除く438件について、原案のとおり

り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第 5 号の34件の案件を除く438件については、
原案のとおり決定いたします。

◎日程第 6 報告第 1 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、通知件数は
14件です。

◎日程第 7 報告第 2 号

事務局農地班長 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3、相続等による権利移動の届出について、
届出件数は13件です。

◎日程第 8 報告第 3 号

事務局農地班長 報告第 3 号 農地法第 4 条制限除外について、届出件数は 1 件です。

◎日程第 9 報告第 4 号

事務局農地班長 報告第 4 号 農地法第 5 条制限除外について、届出件数は 1 件です。

なお、本案件は、携帯電話用無線基地局の設置になります。

◎日程第 10 報告第 5 号

事務局農地班長 報告第 5 号 軽微な農地改良について、届出件数は 1 件です。

◎日程第 11 報告第 6 号

事務局農地班長 報告第 6 号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は27件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 0 5 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人